令和６年度立入検査等方針【南河内広域】

＜指導の形態＞

・集団指導（Web 研修）　８月

・立入検査　令和６年７月～令和７年２月の期間

※実施にあたっては、概ね１か月前までに通知を送付します。

・緊急の立入検査

あらかじめ通知したのでは把握できない、日常におけるサービス提供状況を確認する必要がある場合、事前通告なしに立入検査を実施することがあります。

（具体例）

●高齢者虐待が疑われる場合

●高齢者の尊厳が踏みにじられるようなケアが疑われる場合

＜主な検査項目＞

⑴マニュアルの作成整備及び研修の実施・記録

・高齢者虐待防止（身体拘束を含む）、災害対策（防火、防災を含む）、防犯安全、感染症・食中毒予防、事故防止、苦情処理等

⑵高齢者虐待防止

・身体拘束を行う場合の手続、適正化のための検討会議の開催及び指針の整備等

⑶緊急時・非常時の対応及び対策

・業務継続計画の策定状況

・防火防災設備の点検

・避難訓練等の実施・記録

・非常食、医薬品等生活必需品の備蓄

⑷管理規程及び重要事項説明書における説明等

⑸協力医療機関の協力内容等

⑹帳簿類の作成整備及び保存

・各種サービス提供記録

・入居者一覧、緊急連絡網（名簿）

・苦情、事故報告（ヒヤリハットを含む）の共有及び再発防止

⑺金銭受領、前払金

算定根拠（規程を含む）、返還方法（保全措置を含む）の明示等

⑻行政機関等への報告等

報告を要する事例を認識し、適切に報告しているか

⑼家族、地域との交流（連携）

・運営懇談会の設置、各種イベントの開催

・自治会等への参加、地域住民との交流

⑽その他

①入居者の数、要介護度等

②職員の配置（所属を明確に区分しているか）

　例：有料老人ホームと訪問介護事業所を区分しているか

③領収書、明細書、請求書等の交付

④衛生管理（感染症予防、衛生・不衛生等）

＜お願い＞

大阪府有料老人ホーム設置運営指導指針に基づく自主点検表により

●施設サービスは適切か

●人員・設備及び運営に関する基準を順守しているか

など、定期的な点検を実施し、適切な施設運営及び利用者支援の提供に努めてください。